

ニューキャッスルの日に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニューキャッスル・アライアンス25周年及び多文化共生推進プランの策定を契機に、市民一人ひとりが共生、協力、交流の分野における取組を強化していき、新城市の歴史的、文化的魅力を世界に広く周知するとともに、多文化共生、国際交流の理解を深めるため「ニューキャッスルの日」を制定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(記念日)

第2条 ニューキャッスルの日（以下「記念日」という。）は、第1回世界新城サミットを新城市で開催した11月13日とする。

(記念日の取組)

第3条 市長は、記念日について、広く周知に努めるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。